



静岡労働局長 國分 一行 殿
静岡地方最低賃金審議会会長 殿

2026年6月22日

静岡県労働組合共闘
代表幹事 鈴木 正
静岡県中部地区労働組合
共同代表 鈴木 正
静岡県ユニオンネットワ
代表 小澤 浩

◆連絡先 静岡市葵区黒金町55

TEL 054-292-4121 FAX 054-292-4122

要 請 書

貴局が日頃、労働行政の発展と労働者の生活向上のため鋭意ご努力されていることに対して、心より敬意を表します。

2026年度の中央最低賃金審議会が2月27日に開催され、最低賃金改定に向けた議論が正式にスタートしました。議論の中心は、単なる金額改定ではなく、最低賃金制度そのものの在り方、特に「目安制度」の運用方法が主要テーマとなっています。6月30日には第401回静岡地方最低賃金審議会が開催され、静岡県最低賃金の改定について審議されます。審議に反映していただきたく要請書を提出します。

2025年度の全国加重平均は1,121円（前年比+66円・6.3%引き上げ）で、過去最大水準の引き上げとなりましたが、物価高騰は依然として収束せず、実質賃金もマイナス基調が続き、生活実感としての豊かさは回復していません。静岡労働局長は、引き上げ額を「目安」どおりの63円としましたが、Aランクの内1県、Bランクの内25道府県、Cランクの13県、42の自治体で「目安」を上回りました。地域経済を維持し、さらに活性化するためには、最低賃金の格差を解消することが急務であることを、地方ほど危機感をもっていることの表われです。物価の高騰には地域間格差は無く、生計費から検討しても最低賃金に地域間格差をつける理由が見当たりません。全国一律の最低賃金にするべきです。

これまで新しい最低賃金は原則として10月に発効してきましたが、2025年度は様相が一変しました。全国47都道府県のうち、27府県で11月以降に先送りされるという異常な事態が発生しました。東京都は時給1,226円で発効日が令和7年10月3日、秋田県は時給1,031円で発効日が令和8年3月31日、時給951円で半年間据え置かれて収入差は広がり、東京と秋田に「低くて遅い」二重の格差が生じました。

最低賃金制度が本来の役割を果たすためには、こうした異常な状況を早急に是正し、制度の透明性と一貫性を確保することが不可欠です。静岡地方最低賃金審議会は、働く人々に対する責任を果たすべきです。また、静岡労働局は県民の命と生活を守るためにも、静岡における最低賃金行政が健全に円滑に行われるように静岡県や政府に対して働きかけるべきです。

つきましては、以下のとおり要請します。

1. 最低賃金法第14条第2項における発効日の規定は、使用者に対する準備期間ではなく、周知のための期間であることを再確認し、2026年度以降は10月中の発効として、2025年度のような先送りがないように徹底すること。
2. 石破政権が閣議決定した遅くとも2020年代に最低賃金加重平均時給1,500円以上の目標達成に向けた大幅な引き上げを行うこと。

3. 地域間格差をなくすため、全国一律最低賃金制度を実現するよう中央最低賃金審議会と政府に求めること。
4. 最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度を実現するため、静岡県に対して中小零細企業への、利用しやすい直接支援政策の充実をはかるよう要請すること。また政府に対しても、事業者が決定された最低賃金を支払うことができるよう支援を要請すること。
5. 審議会の審議内容が把握できるよう、専門部会等も含め議事及び議事録は、迅速かつ全面的に公開すること。
6. 審議会では、意見陳述や事業場視察の機会を拡充するなどし、多様な立場の労働者の声を反映できる議事運営を行うこと。
7. 静岡地方最低賃金審議会の委員には、生活困窮者の支援等を行っている団体の出身者、社会保障法を専門とする学者、中小企業労働者・非正規労働者・外国籍労働者を数多く組織する労働組合の関係者、ならびに最低賃金近傍で働く労働者などを積極的に任命すること。

なお、貴局との面談日について、当方としては下記期日を希望します。

日時：7月10日(金)、7月13日(月)、7月14日(火)の何れかの日の午後3時から 場所：貴局